

## ばっけ



第53号  
発行 平成22年 5月  
放送大学秋田学習センター

神道はどうして「神教」あるいは「神道教」と呼ばれていないのだろうか？

放送大学客員教授 立花 希一

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

日本国憲法第20条

皆さんの中で「宗教」という言葉を知らない人はいないだろう。しかしながら、近代の開国以前には、英語のreligion、religionsを意味する「宗教」という概念は存在しなかった。

religion、religions の翻訳語として、「宗法」、「宗旨」などの言葉が用いられたのは、1858年の日米修好通商条約においてだそうだ。1873年のキリスト教禁止撤回により、キリスト教が黙認されたのを契機に「宗教」という訳語に統一されたという（この事情は、磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜』、岩波書店、2003年が詳しい）。

西洋では、392年のローマ帝国による国教化以来、キリスト教が religion の典型、あるいは唯一絶対のReligionとみなされてきた（一神教の兄弟宗教であるユダヤ教とイスラム教は、religionとして認めざるを得なかっただろうが）。スミスやフィッツジェラルドによれば\*、単数の religionではなく religionsという複数形概念が西洋で認められ定着したのは、一神教とは異質の仏教、儒教やヒンズー教と出会ったことによるようだ。キリスト教が西洋の精神生活の支柱であると同様に、非西洋社会ではそれらが精神生活の支柱だったので、それぞれをreligionとして認識せざるを得なかったのだ。

西洋化をめざした日本もそれに倣い、religionの訳語である「宗教」の「教」の文字を語尾につけて、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教、仏教、儒教、等を「宗教」に分類するようになった。因みに、諸宗教の一つという意味での「仏教」という概念も、その時のものである。

こうした状況下では、神道も「仏教」と同様に、「神教」あるいは「神道教」になりえたはずである。ところが、神道はそのように呼ばれることはなく、宗教を意味する「教」の文字は使用されなかった。

どうしてなのだろうか。明治憲法体制下でも、「信教（religion）の自由」はまがりなりにも存在したが、無条件ではなかった。天皇への絶対的忠誠は臣民の義務であり、その精神的支柱が「国家神道」だとされた。その神道を「宗教」とみなせば、「信教の自由」と抵触する。当時の宗教政策の中心人物だった井上毅は、皇室神道・神社神道・教派神道をすべて「神道」として一つにまとめて、宗教ではないことにした。神道が「神教」、「神道教」にならなかったのは、臣民支配の国策からであった。

現行法では、神道の下にある各神社が優遇税制措置の恩恵に与る宗教法人であることから、神道が「宗教」なのは明白である。「信教の自由」を実効のあるものにするためには、神道や（その背後にある皇祖・氏祖・家祖の）祖先祭祀をさまざまな宗教の一つとしてみる視点が有効であろう。

日本国憲法第20条の後半部が、戦前の「国家神道」が、国から特権を受け、政治上の権力を行使したことへの反省に立った文言であることは言うまでもない。

\* W. C. Smith, *The Meaning and End of Religion*, 1962, T. Fitzgerald, *The Ideology of Religious Studies*, 1990.